

第 5 次国土利用計画（全国計画）骨子（案）

1. 国土の利用に関する基本構想

(1) 国土利用の基本方針

ア 総論

イ 国土利用をめぐる基本条件の変化と課題

(7) 本格的な人口減少に対応した国土管理が必要

(イ) 国土の適切な管理と土地の有効利用が必要

- ・人口減少下における都市的土地利用の拡大による空き地、空き家の増加
- ・農業者の高齢化等による農地等の管理水準の低下、耕作放棄地の増加
- ・必要な施業が行われない森林の存在
- ・都市化、産業構造の変化、気候変動等による健全な水循環等への影響
- ・所有者の所在の把握が難しい土地の増加の懸念

(ロ) 自然と共生した持続可能な国土づくりが必要

- ・食料、エネルギーその他の資源の多くを海外に依存
- ・良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失
- ・都市や農山漁村における良好な景観の喪失
- ・里地里山等における地域資源の持続的な利活用への障害
- ・気候変動の影響評価の結果を考慮して、その影響に適応する必要

(ハ) 災害に対し粘り強くしなやかな国土を構築する必要

- ・首都直下地震や南海トラフ巨大地震等、巨大災害の切迫
- ・気候変動の影響を考慮する必要
- ・雨の降り方の局地化、集中化、激甚化や水害・土砂災害の頻発
- ・災害リスクの高い地域に人口が偏在
- ・都市における地下空間の開発や密集市街地等、社会経済の高度化に伴う脆弱性の増大

ウ 国土利用の目指すべき方向

- ・国土利用上の課題を踏まえ、『適切な国土管理を実現する国土利用』、『自然環境と景観を保全・再生する国土利用』、『安全・安心を実現する国土利用』を目指すべき方向として推進。
- ・限られた資源である国土の有効利用や開発圧力が減少する機会を好機と捉える等の観点から、「土地需要の量的調整」及び「国土利用の質的向上」を行う。

(7) 適切な国土管理を実現する国土利用

- ・都市のコンパクト化に向けた居住、都市機能の中心部や生活拠点等への誘導
- ・食料の安定供給に不可欠な農用地の確保と国土保全等多面的機能発揮のための良好な管理
- ・国土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備・保全
- ・地域が資源やエネルギーを持続可能な形で利活用
- ・健全な水循環の維持・回復
- ・所有者の所在の把握が難しい土地への対応

(イ) 自然環境と景観を保全・再生する国土利用

- ・自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラの取組を推進

- ・ 自然環境・景観の保全・再生
- ・ 原生的な自然地域を核として自然生態系のまとまりとつながりを確保
- ・ 都市緑地、農地、里地里山や水系等を結ぶ生態系ネットワークを形成
- ・ 野生生物の生息・生育地の確保、外来種対策や鳥獣害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和

(ウ) 安全・安心を実現する国土利用

- ・ 地域の実情を踏まえつつ、災害リスクの高い地域の土地利用を制限
- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策の実施
- ・ 中長期的な視点で、災害リスクの高い地域から安全な地域へ居住を誘導
- ・ 多重性・代替性確保等による災害に強い国土構造の構築

(エ) 多面的な国土利用と選択的な国土利用

- ・ 人口減少、財政制約等が進行することを踏まえると、全ての土地に対して同様に労力や費用を投下することが難しくなる
- ・ 「適切な国土管理」、「自然との共生」、「防災・減災」の視点を重ねた複合的な利用として、国土の多面的な利用が必要
- ・ 開発圧力が低下する機会を利用し、より安全で持続可能な利用として、国土の選択的な利用が必要

(オ) 国土利用の総合的マネジメント

- ・ 地域の特性や住民の合意形成を通じた土地利用の調和を促進
- ・ 多様な主体が地域づくりを担う「国土の国民的経営」を推進

エ 国土形成計画との連携

オ 地方分権の進捗状況や国会等の移転の検討状況を十分に踏まえる

(2) 地域類型別の国土利用の基本方向

ア 都市

- ・ 災害リスクの高い地域の都市化進展を抑制しつつ、安全な地域で都市化を推進
- ・ 都市の災害対応能力の向上
- ・ 都市のコンパクト化に向けた居住、都市機能の中心部や生活拠点等への誘導
- ・ 土地利用の高度化と空き地、空き家等の有効利用
- ・ 複数の都市や農山漁村との交流・連携を通じた効率的な土地利用
- ・ 良好な都市環境の維持及び都市景観の保全・創出
- ・ 都市の緑地及び水辺空間を活用した生態系ネットワークの形成

イ 農山漁村

- ・ 6次産業化等を通じた雇用促進、所得向上
- ・ 農業生産の効率化と農業の担い手確保のための農地の集積・集約化や農業集落の維持等による、国内の農業生産に必要な農用地の良好な管理
- ・ 集落間の結びつきや都市との連携を強化することによる多様な人材の活用
- ・ 林業の成長産業化を通じた雇用促進、所得向上
- ・ 国土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備・保全
- ・ 地域が資源やエネルギーを持続可能な形で利活用
- ・ 二次的自然環境に適応した野生生物の生息・生育環境としての適切な維持管理

- ・ 中山間地域等における「小さな拠点」の形成・活用
- ・ 良好な農山漁村景観の保全・創出

ウ 自然維持地域

- ・ 自然環境を保全すべき地域の適切な保全・再生
- ・ 都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの核として保全
- ・ 自然とのふれあいの場として適正な利用

(3) 利用区分別の国土利用の基本方向

ア 農地

- ・ 食料の安定供給の確保のために、国内の農業生産に必要な農地の確保と良好な管理
- ・ 国土保全等の農業・農村の多面的機能が高度に発揮されるよう管理
- ・ 農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地中間管理機構や農業生産基盤整備等を活用した農地の集積・集約化の推進
- ・ 市街化区域内農地の保全と活用

イ 森林

- ・ 国土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備・保全
- ・ 施業や経営の委託等を含め、所有者の責任で適切な森林の整備・保全を図る
条件不利地等における公による整備・保全、企業等多様な主体による整備・保全を推進
- ・ 国産材の需要拡大等を通じた森林資源の循環利用等による森林の有する多面的機能の持続的発揮

ウ 原野等

- ・ 貴重な自然環境を形成しているものは、保全を基本とし、劣化している場合は再生
- ・ 国内の農業生産に必要な採草放牧地の確保と良好な管理

エ 水面・河川・水路

- ・ 地域の安全性を向上するための河川等の適切な管理
- ・ 健全な水・エネルギー・物質循環に立脚した社会の構築
- ・ 安全・安心かつ持続的な水利用社会の構築
- ・ 自然環境の保全・再生
- ・ 魅力ある水辺空間の創造

オ 道路

- ・ 一般道路について、必要な用地の確保
- ・ 一般道路の整備は、安全性・快適性、防災機能（多重性・代替性の確保等）、公共施設等の収容機能等、環境の保全に配慮
- ・ 農道及び林道について、必要な用地の確保
- ・ 農道及び林道の整備は、自然環境の保全に配慮

カ 住宅地

- ・ 都市のコンパクト化に向けた居住の中心部や生活拠点等への誘導
- ・ 災害リスクの高い地域における整備を抑制しつつ、安全な地域での整備を推進

- ・密集市街地対策の推進
- ・空き地・空き家の有効活用
- ・良好な居住環境形成のため、必要な用地の確保

キ 工業用地

- ・工業生産に必要な用地を確保
- ・工場跡地について、有効に利用
- ・工場内の緑地等に希少な生物が生息・生育できるように配慮

ク その他の宅地

- ・機能の集約化に向け都市機能を都市の中心部や生活拠点等に誘導
- ・災害リスクの高い地域における整備を抑制しつつ、安全な地域での整備を推進
- ・特に、公共施設については、建て替え等の機会をとらえ、地域の実情を踏まえて安全な地域での立地を促進
- ・地下街等の避難確保、浸水防止対策の推進

ケ 公用・公共用施設

- ・必要な用地を確保
- ・耐災性の確保と災害時の活用

コ 低未利用地

- ・工場跡地は、適切に再利用
- ・耕作放棄地は、再生可能なものについては農用地として積極的に活用するとともに、再生困難なものについては、森林等新たな生産活動の場としての活用や自然環境の再生を含め農用地以外への転換を推進
- ・ゴルフ場跡地等は、森林への転換等や、環境や地形、災害リスク等に配慮した再生可能エネルギーの拠点とするなど有効利用

サ 沿岸域

- ・海域と陸域の一体性や親水空間としての適切な利用に配慮しつつ、長期的な視点に立った総合的利用を図る
- ・国土の保全と安全性の向上に資する海岸保全
- ・生物多様性の確保にも配慮し、干潟、塩性湿地、藻場、珊瑚礁などを含む浅海域や自然海岸を保全・再生

2. 国土の利用目的に応じた区分毎の規模の目標及びその地域別の概要

基準年を平成24年、目標年を計画策定年（平成27年予定）から10年後の平成37年とし、地目別の面積目標を定めることとする。

表 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標（単位：万ha, %）

	平成24年	平成37年	構 成 比	
			24年	37年
農 地				
森 林				
原 野 等				
水面・河川・水路				
道 路				
宅 地				
住 宅 地				
工 業 用 地				
その他の宅地				
そ の 他				
合 計				
市 街 地			—	—

3. 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

- ・土地利用基本計画及び個別規制法等の適切な運用
- ・土地利用に関する地域の自主的な取組の推進

(2) 国土の安全性の確保

- ・治山治水施設等の整備推進
- ・災害が発生するおそれのある地域の把握・公表等の推進
- ・森林の有する国土保全機能の向上を通じた安全性の確保
- ・多重性・代替性確保等による災害に強い国土構造に向けた対策
- ・大都市における防災・減災対策の推進に向けた対策

(3) 持続可能な国土の管理

- ・農用地の確保と多面的機能の発揮のための対策
- ・森林の適切な整備・保全のための対策
- ・健全な水循環系構築のための対策
- ・所有者の所在の把握が難しい土地の利活用に向けた対策
- ・美しく良好な景観や魅力ある水辺空間の維持・創出

(4) 自然環境の保全・再生と生物多様性の確保

- ・原生的な自然地域を核とした自然生態系のまとめり確保に向けた対策
- ・生態系ネットワークの形成にむけた対策
- ・従来の自然環境保全に加え、企業活動など幅広い社会の活動を喚起する対策
- ・希少種等の野生生物の生息・生育地としての国土利用の推進に向けた対策
- ・外来種対策、鳥獣害対策の推進に向けた対策

(5) 土地の有効利用の促進等

- ・空き地、空き家等の有効活用に向けた対策
- ・都市のコンパクト化に向けた対策
- ・道路、工業用地、公共施設用地の有効利用に向けた対策

(6) 土地利用の転換の適正化

(7) 国土に関する調査の推進

- ・特に、緊急性の高い地域での地籍調査が必要

(8) 指標の活用及び地域の自主的な取組支援

(9) 国土の国民的経営